

## 平成 25 年度新宿区次世代育成支援に関する調査の概要

## 1 調査の目的

「新宿区次世代育成支援計画(平成 22 年度～26 年度)」の成果を検証するとともに、区民の子育て支援サービスの利用状況を始め、子どもや子育て家庭の状況・意識を把握し、「新宿区次世代育成支援計画(平成 27 年度～31 年度)」(以下「次期計画」という。)の策定及び保育事業等の推計ニーズ量の把握に資することを目的とし、次世代育成支援に関する調査を実施する。

なお、次期計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含するものである。

## 2 調査方法・調査対象

調査票の発送・回収ともに郵送(回答は無記名)とし、対象は住民基本台帳に基づく層化無作為抽出とする(同じ世帯が重複しないよう配慮)。

調査の種類(調査の名称)	調査対象	調査数
①就学前児童の保護者調査	0～5 歳の子どもの保護者	2,500
②小学生の保護者調査	6～11 歳の子どもの保護者	1,500
③中学生の保護者調査	12～14 歳の子どもの保護者	300
④中学生調査(本人)	12～14 歳の子ども	300
⑤中学卒業後調査(本人)	15～17 歳の子ども	300
⑥若者の意識調査	18～39 歳の区民	1,500
合 計		6,400

## 3 調査期間(督促を兼ねた礼状を 1 回送付)

- (1) 就学前児童保護者及び小学生保護者…………… 8 月 1 日(木)～23 日(金)
- (2) 他の 4 区分(中学生～若者)…………… 9 月下旬から 2 週間程度

## 4 周知方法

- (1) 3-①については、広報しんじゅく 7 月 5 日号に掲載
- (2) 3-②については、広報しんじゅく 9 月 15 日号に掲載予定

## 5 前回調査(平成 20 年 11 月に実施)との主な相違点

## (1) 調査期間の変更

前回は上記 6 区分を一括して調査を行ったが、今回は、平成 26 年度中の子ども・子育て支援事業計画策定に向け、その基礎資料となる事業(見込)量を平成 26 年 3 月までに東京都に報告する必要があるため、2 区分(2-①及び②)については先行調査を行い、他の 4 区分(2-③～⑥)については開始時期を約 2 か月程

度延ばして調査を行うこととする。

(2) 調査数の拡大

① 上記2-①「就学前児童の保護者調査」

前回調査の1,500件から1,000件増やし、2,500件とする。

② 上記2-⑥「若者の意識調査」

前回調査の1,100件から400件増やし、1,500件とする。

(3) 調査の種類及び対象者の変更

上記2-⑥の調査の種類について、前回の「少子社会についての意識調査」から「若者の意識調査」に変更する。併せて、調査対象者について、前回の「18歳から34歳まで」を「18歳から39歳まで」の区民に変更する。

## 6 各調査の特徴

調査種別・ねらい	調査の主なポイント
<b>①就学前児童の保護者調査</b> ・就学前児童の子育ての状況 ・保育園、子ども園、幼稚園、学童クラブ等の需要及び潜在ニーズ ・子育てと仕事のバランス ・社会に対する希望	○経年比較調査項目について 今後国から示される調査票モデルを参考にしつつ、区が経年で調査している設問（子育ての楽しさ、つらさ、区における子育てのしやすさ、地域とのつながり等）については、引き続き調査項目とする。 ○現行の次世代育成支援計画に基づき進めてきた区の子育て支援施策について ・利用しやすさが向上したか。 ・利用意向に変化はあるか。 ・現在の区民ニーズに対応するため不足しているものは何か。 ○今後の保育園、子ども園、幼稚園、学童クラブ等のニーズ量の推計について
<b>②小学生の保護者調査</b> ・小学生の子育ての状況 ・学童クラブの需要 ・子育てと仕事のバランス ・社会に対する希望	
<b>③中学生の保護者調査</b>	別紙、「平成25年度『「中学生～若者意識調査』の概要について」のとおり。
<b>④中学生調査（本人）</b>	
<b>⑤中学卒業後調査（本人）</b>	
<b>⑥若者の意識調査</b>	

## 7 その他

(1) 外国人家庭

多文化共生推進課が実施している調査を参考としつつ、別途調査について検討する。

(2) 障害児等と家庭

「新宿区障害者生活実態調査」を参考としつつ、別途調査について検討する。

## ■平成 25 年度「中学生～若者意識調査」の概要について

### 1 調査方法・対象等

調査票は発送・回収ともに郵送（回答は無記名）とし、住民基本台帳に基づく層化無作為抽出とする。（同じ世帯が重複しないように配慮）

調査名称	調査対象	調査数
① 新宿区次世代育成支援に関する調査 （中学生保護者用）	12～14 歳の子どもの保護者	300
② 中学生の日常生活と意識に関するアンケート	12～14 歳の子ども（本人）	300
③ 青少年の日常生活と意識に関する調査	15～17 歳の子ども（本人）	300
④ 若者の意識調査	18～39 歳の区民	1,500

### 2 調査票を作成するうえでの基本的な考え方

- (1) 20 年度調査を基本としつつ、他の調査等で代替できる等の不要な設問については削除し、必要な設問について追加する。
- (2) 回収率を考慮し、設問数を適正に抑え、回答しやすくする。

### 3 今回の調査票（案）と 20 年度調査との比較

※（ ）内が 20 年度調査の内容

名称	対象者	調査数	調査票設問数	
			設問番号	(枝番含む)
① 新宿区次世代育成支援に関する調査（中学生保護者用） （変更なし）	12～14 歳の子どもの保護者 （変更なし）	300 件 （同上）	30 問 （39 問）	47 問 （58 問）
② 中学生の日常生活と意識に関するアンケート （変更なし）	12～14 歳の子ども（本人） （変更なし）	300 件 （同上）	39 問 （41 問）	56 問 （60 問）
③ 青少年の日常生活と意識に関する調査 （変更なし）	15～17 歳の子ども（本人） （変更なし）	300 件 （同上）	35 問 （38 問）	51 問 （55 問）
④ 若者の意識調査 （ <u>少子社会に関する調査</u> ）	18～39 歳の区民 （ <u>18～34 歳の区民</u> ）	1,500 件 （ <u>1,100</u> ）	28 問 （30 問）	38 問 （36 問）

### 4 今後の主な予定

- 平成 25 年 8 月…協議会・部会にて調査票の内容検討
- 平成 25 年 9 月中旬…調査票の確定、発送準備
- 平成 25 年 9 月 15 日…「広報しんじゅく」掲載（調査への協力依頼）
- 平成 25 年 9 月下旬…調査開始（2 週間程度の回収期間）